

堺市監査委員公表第 45 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 21 日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

東区役所

(企画総務課、自治推進課、市民課、保険年金課)

東保健福祉総合センター

(生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、東保健センター)

## 第3 監査の対象期間

令和4年度(令和4年4月1日～令和4年7月31日)

ただし、必要に応じて令和3年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和4年8月1日～令和4年12月21日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 市民課

#### (1) 総務手数料(戸籍・住民基本台帳等手数料)について

堺市手数料条例に基づき、戸籍謄本・抄本、住民票の写しの交付、印鑑登録等の証明及び住民基本台帳等の閲覧等に係る手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 保険年金課

#### (1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなか

った。

### 3 東保健福祉総合センター 生活援護課

#### (1) 返納金（生活保護費返納金）について

生活保護法に基づき、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合（法第 63 条）に支給した保護費等について、被保護者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 4 東保健福祉総合センター 地域福祉課

#### (1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 減免額の算定

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者に係る保険料の減免額の算定について、厚生労働省の事務連絡では、減免の対象となる保険料の算定式として「A 保険料額×B 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額÷C 前年の合計所得金額」が定められている。

また、同取扱いに関する厚生労働省の Q&A において、上記算定式の C については、平成 30 年度の税制改正に伴う所得指標の見直しを反映した額（合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計から 10 万円を控除した額）となるとされている。

しかし、令和 3 年度及び令和 4 年度の減免額の算定に関する資料を確認したところ、上記算定式 C から 10 万円を控除していなかったことなどにより、減免額が過少となっているものがあった。

#### (2) 社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 東保健福祉総合センター 子育て支援課

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて

堺市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に基づき、母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する事務を行っている。  
この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 東保健福祉総合センター 東保健センター

(1) 環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について

堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徴収している。  
この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

7 区役所共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 委託業務における提出書類

東区役所樹木管理業務の仕様書では、受注者は、作業実施箇所について、作業前、作業中、作業後の写真を提出することとされている。

しかし、令和4年度において、作業前、作業中の写真が提出されていない箇所が多数見られた。

なお、本業務は令和3年度から3年間の長期継続契約であるが、令和3年度においても、同様のものがあつた。

(企画総務課)

(3) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつた。

たので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の管理

東区自主防災会事業の事務で扱っている公金外現金について、以下のものがあつた。

(ア) 取扱いの規定では、収支整理者と出納取扱者を定め、それぞれが行うべき事務を定めている。

しかし、収支整理者が収入伝票及び支出伝票を作成すべきところ、収支整理者と定められた者が作成したのは年度当初の1回のみであり、以降は定めのない者が作成していた。

(イ) 公金外現金取扱基準では、出納取扱者は、現金出納簿に収支状況を整理し、保管することとされている。

しかし、令和4年9月8日に実地調査を行ったところ、現金出納簿に令和4年8月以降の収支を記載していなかった。

(自治推進課)